

令和6年度
事業計画書

～ みんなで 架けよう 幸福の橋 ～

社会福祉法人 島田市社会福祉協議会

令和6年度 社会福祉法人島田市社会福祉協議会事業計画

I 基本理念 「つながりを大切にした地域福祉活動の展開」

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から5類に変わったことにより、新型コロナウイルス感染症以前の生活や新たな日常生活に移行しました。移動や参加に制限がなくなり、社会経済活動や学校活動等が、元通りの生活になりました。島田市内でも同様であり、各種活動に加え、地域福祉活動も活発に行うことができるようになりました。

島田市社協が推進してきた地域福祉活動は、人と人、専門機関や行政などを含む団体と団体、そして、福祉課題を抱える人を「何とかしたい」「支えたい」「力になりたい」という思いや地域福祉活動を「活性化したい」「みんなに知ってもらいたい」などという、思いと思いがつながり、原動力になっていました。新型コロナウイルス感染症による制限がなくなった今日において、「つながり」が地域福祉活動の原点であり、島田市社協は地域住民等の「思い」や「つながり」を「大切」にし「連携・協働」して、地域福祉活動を展開していきます。

島田市では「地域福祉計画・地域福祉活動計画」から「重層的支援体制整備事業」への展開の検討が始まりました。「重層的支援体制整備事業」では、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」の3つの取組が連携することにより、特に複合的な福祉課題を抱えた人・世帯を支援することを想定しています。「相談支援」では「断らない相談」を基本に、縦割りから連携した相談支援、そして多機関が協働した支援体制とし、相談者の解決に向けた取組を「参加支援」、支援を必要とする人が声を出しやすく、見つけやすい地域をつくることが「地域づくり」とされています。

島田市が検討を始めた「重層的支援体制整備事業」は、従来、島田市社協が推進してきました社協活動や福祉のまちづくりセンター構想そのものであるため、島田市社協が培ってきた地域福祉活動や総合力を発揮する機会と考え、島田市と連携して「重層的支援体制整備事業」を構築・参画していきます。そのためには、島田市社協の職員間がつながることから始まり、そして、事業、相談者・利用者、関係者・機関等の関係やつながりの一つ一つを大切に、「重層的支援体制整備事業」「福祉のまちづくりセンター構想」に関連していることを島田市社協の職員が意識し、学び、成長でき、島田市社協全体が発展するようにします。

令和6年度の島田市社協は、「重層的支援体制整備事業」に向けて、人と人、活動と活動、思いと思いをつなぎ、大切にして、地域福祉活動を推進します。

Ⅱ 重点項目

(1) 地域福祉事業の強化・自治会等との連携強化

重層的支援体制整備事業における「参加支援」「地域づくり」に向けた取組として、地区社協活動や居場所づくり、子ども食堂への支援や関係づくりをはじめ、生活支援コーディネーター活動による「生活支援をつなぐ会」の実施から現在の地域福祉活動の充実や新たな地域福祉活動の創出等を行います。

地域福祉活動の推進にあたっては、自治会や民生委員等との連携が不可欠であり、連携強化を図ります。特に、近年多発している集中豪雨や地震等の災害に備えた地域づくりが求められていることから、災害時に備えた福祉のまちづくりを自治会や民生委員等と連携して推進します。

(2) 福祉情報の発信の見直し

島田市社協では、自治会の協力により、広報紙を年4回、全戸配布してきましたが、令和6年度からは、組回覧による広報に変更となります。島田市社協として、市民への情報発信を見直す機会となります。

ホームページやSNSでの情報発信に加え、他の手段も検討しできる限り多くの市民へ、島田市の福祉情報をお届けできることに努めます。また、主に紙媒体で情報を得る人や、普段から福祉情報を得にくい人に対してどのように発信するか、団体間の情報交換をどのように行うか、島田市社協と市民と双方向で情報を交換するにはどうするかなど、様々な課題について、島田市社協と関係のある機関・団体と意見交換し、福祉情報の発信の見直しに取り組みます。

(3) 包括的相談支援体制に向けて

重層的支援体制整備事業における「相談支援」では、前述のとおり「断らない相談」から多機関が協働した相談支援体制として「包括的相談支援体制」の構築が求められています。島田市社協では、福祉まちづくりセンターの「相談支援」として、同様の取組をしてきました。

「生活困窮者自立相談支援事業」「成年後見支援センター」をはじめ、窓口や電話での相談、地域包括支援センターや介護事業所においても、福祉課題を抱えた人・世帯からの相談を受けています。一つひとつの相談を大切に受けとめ、島田市社協内や関係者・機関が連携して、支援方法を検討する体制を構築することを目指します。

(4) 川根地区での活動展開と在宅福祉サービス事業の継続

川根地区という地理的な特性や経過に対応するため、島田市社協川根支所に職員を配置し、地域福祉や在宅福祉を推進します。川根地区内の個別の福祉課題について、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護事業所等から受け付け、解決に向けて連携して取り組みます。川根地区での地域福祉推進及び在宅福祉サービスの提供により、安心して暮らすことのできる地域を目指します。

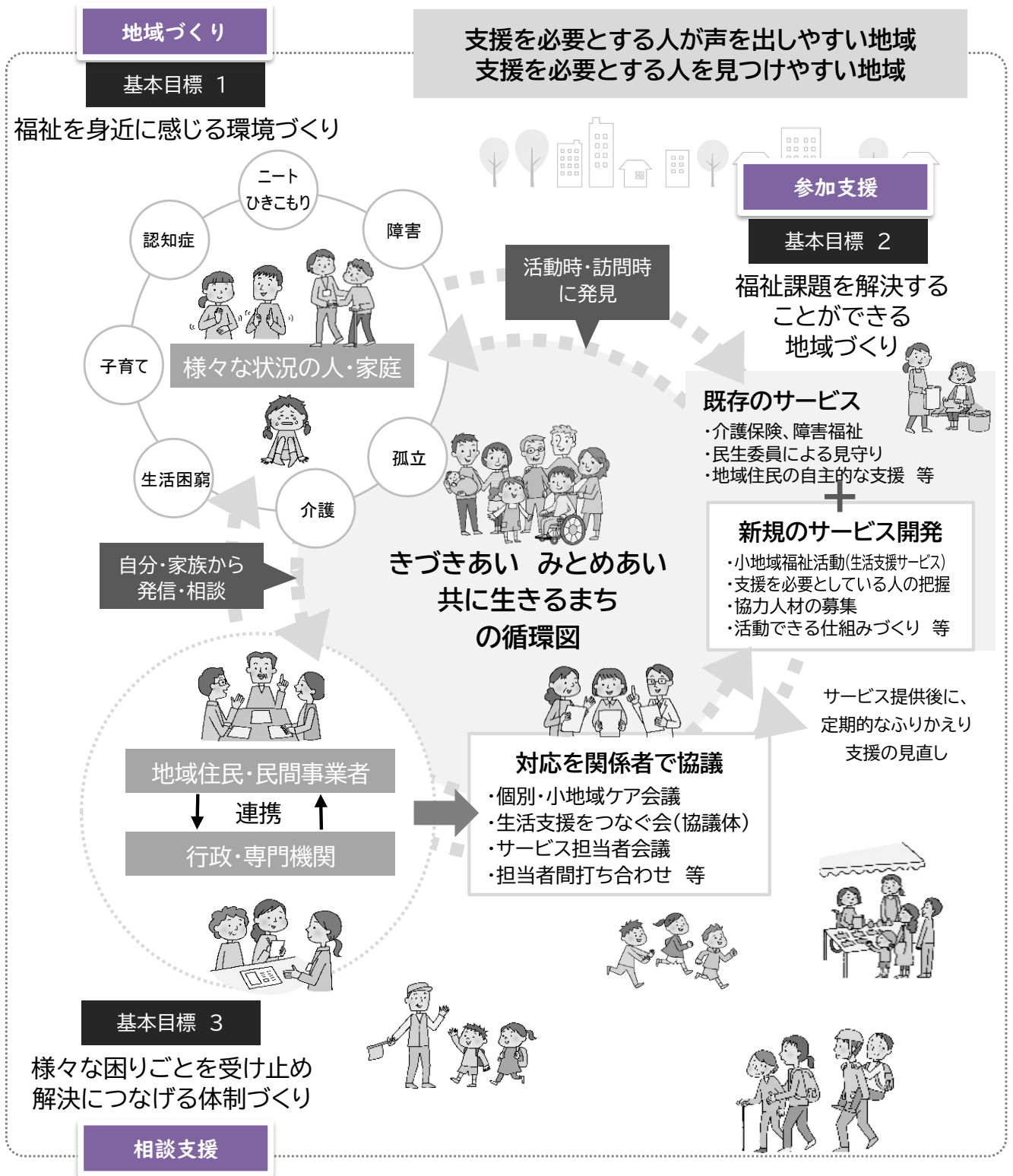
また、島田市社協が実施している在宅福祉サービス事業の継続について、最初に、利用者確保をはじめ、効率的な職員配置などから赤字脱却を目指します。次に、利用者へサービスの満足度調査を実施し、利用者へ適正なサービス提供ができていないか、利用者家族からの意見がないかを確認し、サービスを充実させます。そして、職員が継続して勤務することを目指し、職員確保から育成まで取り組みます。

(5) 社協活動の継続に向けた取組

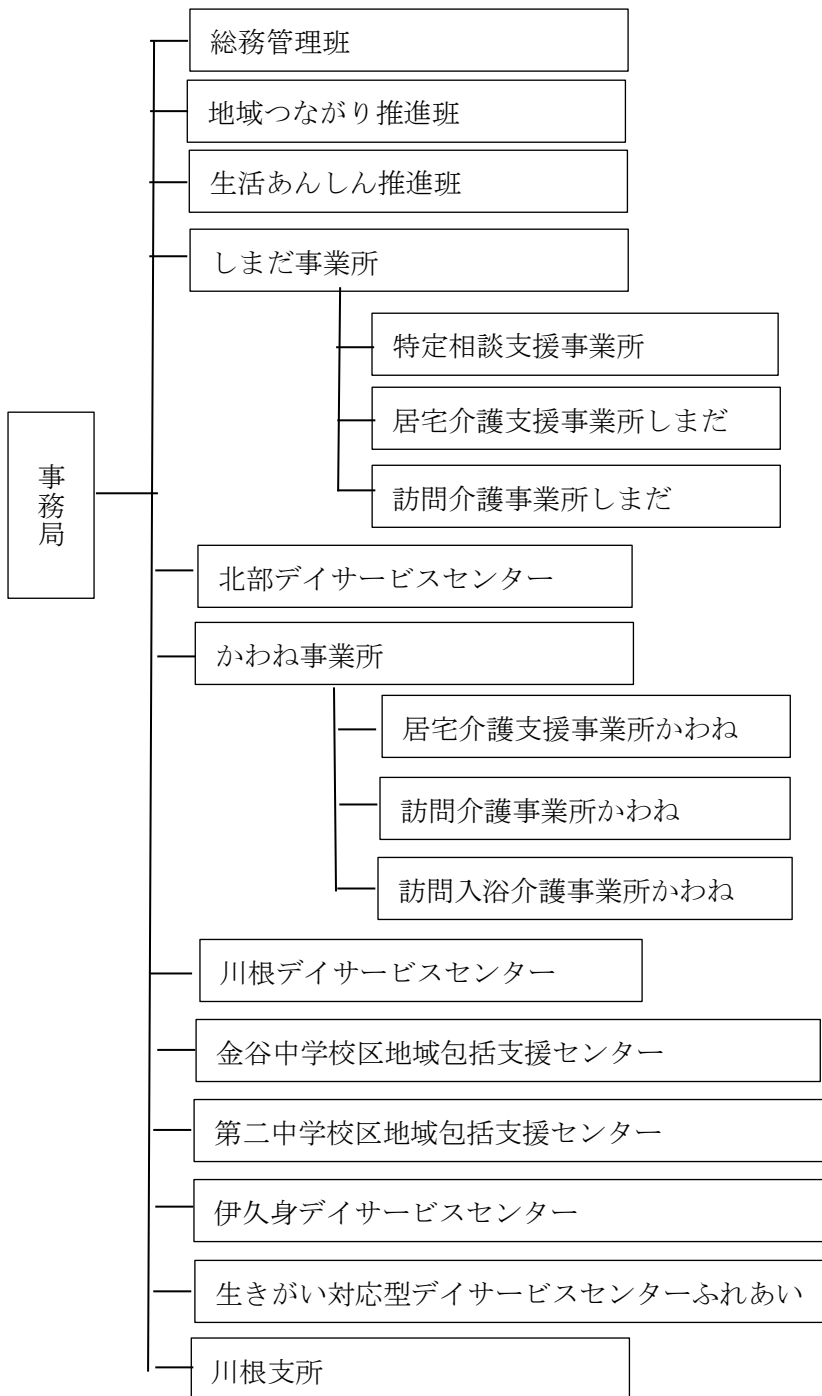
安定し、継続して島田市社協を運営するためには、財源や人材の確保に取り組まなければなりません。

社協会費や共同募金は、地域福祉活動を通じて市民に理解をいただくことで、協力世帯・企業等を増やし、島田市からの補助金・委託金は、地域福祉活動の成果を示すことで、財源確保を目指します。一方では、経費節減に努めることや、効率的な業務の執行、適正な労務管理をすることで、支出の抑制を図ります。

また、職員が働きやすい職場環境とすることや、職員が学び、成長できることを目指し育成にも取り組み、職員が長く、意欲的に勤務することができる職場を目指します。



令和6年度組織体制



Ⅲ 事業計画

1 法人運営関係

(1) 評議員会・理事会・監査の実施

会議名	時期（予定）	審議予定事項
評議員会	年3回	・令和5年度島田市社会福祉協議会事業報告、資金収支決算 ・令和6年度島田市社会福祉協議会補正予算 ・令和7年度島田市社会福祉協議会事業計画、予算 など
理事会	年3回	・令和5年度島田市社会福祉協議会事業報告、資金収支決算 ・令和6年度島田市社会福祉協議会補正予算 ・令和7年度島田市社会福祉協議会事業計画、予算 ・重要事項の検討 ・評議員会の招集 など
監査	年2回	・決算監査（令和5年度分） ・中間監査（令和6年度上半期）

(2) 会員・会費制度の取り組み

市社協事業への理解と協力を得るため会員・会費制度の推進を図る。

区分	時期（予定）	取組内容
一般会費	6～8月	自治会・町内会を通じて各世帯へ依頼（1口：300円）
賛助会費		篤志家、市役所職員、市社協職員等へ依頼（1口：1,000円）
団体会費		福祉団体、ボランティア団体、地区社協等へ依頼（1口：2,000円）
施設会費		福祉施設へ依頼（1口：5,000円）
特別会費		民間企業へ依頼（1口：3,000円）

(3) 自主財源の確保

区分	時期（予定）	取組内容
寄附金	年間	個人、団体、企業等からの寄附金を受付
寄附物品		個人、団体、企業等からの寄附物品を受付
駐車場貸出管理		横井向島線の高架下を駐車場として貸出
自動販売機管理		北部ふれあいセンター等3か所に自動販売機を設置

(4) 各種研修の実施

①職員対象

区分	時期（予定）	取組内容（各研修へ参加）
法人運営	随時	会計、経営、労務管理等に関する研修
まちづくりセンター		地域福祉、生活困窮、権利擁護等に関する研修
地域包括支援センター		地域包括支援センター職員としての研修、認知症等に関する研修
生きがいデイサービス		介護予防、自立支援、レクリエーション等に関する研修
介護関係		介護技術、介護予防、事業所運営等に関する研修

②全体研修

区分	時期（予定）	取組内容
全体研修	10月	職員の資質向上のための研修の実施

③役員・評議員対象研修

区分	時期（予定）	取組内容
役員研修	年1回	「社会福祉協議会」「島田市の福祉」等についての研修

2 福祉のまちづくりセンター事業

福祉のまちづくりセンター構想を実現するための各種事業を実施する。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
委員会	地域福祉活動推進委員会	委嘱された委員	年1回	地域福祉活動計画の進捗管理及び地域福祉活動に関する意見交換のため開催する。
相談支援	機能強化	市民一般	年間随時	市民や各種団体等からの相談を受け付け、支援につなげる。同時に、重層的支援体制整備事業への参画を目指し検討することや、職員の育成を図る。
	子育て家庭“支え合い”支援 ※寄付金活用事業	子ども・子育て家庭	年間随時	家事支援・育児サポートサービスの利用援助、各地区で実施する子育て家庭支援事業の運営補助をする。また、子ども及び子育て家庭を支援する団体が定期的に集まり、情報交換をする機会をつくる。

令和5年度からの変更事項

事業名	変更事項
相談支援	重層的支援体制整備事業への参画を目指し、「機能強化」として実施
社会福祉法人連携	法人運営事業として実施
企業連携	小地域福祉活動推進事業内で実施
子ども・子育て家庭応援プロジェクト	子育て家庭“支え合い”支援事業として、「子ども・子育て応援プロジェクト」「子育て家庭支援」を統合して実施
コミュニティデザインラボ	しまつなカフェや福祉教育推進事業内で実施

3 広報育成事業

市民への福祉啓発、福祉教育の実施、ボランティア活動の推進を図る。

区分及び事業名	対象	時期（予定）	説明
①広報啓発	市民一般	年間随時	「広報紙発行（年4回）」「ホームページの公開」「SNSによる情報発信」を通じて、島田市の福祉情報等の発信をする。
②ボランティア活動推進事業	市民一般	年間随時	「ボランティア相談」「ボランティア保険の取扱」「ボランティア活動の手引き作成」「ボランティア活動室の貸出」「収集活動」を実施し、ボランティア活動の推進を図る。
③福祉教育推進事業	市民一般	年間随時	学校や企業等からの相談に応じ、福祉教育等のプログラム作成支援から、福祉出前講座の実施や手引きの作成を行う。夏休み期間には、体験学習や福祉のつどいを開催する。
④災害ボランティアセンター～災害時に備えた福祉のまちづくり事業～	市民一般	年間随時	「災害ボランティアセンター連絡会」「災害ボランティア機器整備」「出前講座」を開催し、ネットワーク構築や機器整備をし、大規模災害時に備える。
⑤ふれあい交流会	市民一般	10月20日（日）	各種福祉関係団体の参加（協力）のもと、福祉体験等を通じて、市民の福祉への関心を高める。また、各地区のイベントへ参加し、福祉を伝える・ふれる機会とする。
⑥福祉定期セミナー	市民一般	年4回	身近な福祉問題について学ぶ機会として、定期セミナーを開催する。

令和5年度からの変更事項

事業名	変更事項
島田市社会福祉大会	法人運営事業として実施
広報啓発	広報紙が全戸配布から組回覧へ変更

★広報育成事業の推進にあたり

社協を「まず知ってもらう」ために、どのような目的や内容で事業を行っているのかをわかりやすく伝える。特にSNSは平日1日1回以上の投稿を継続し、Instagram フォロワー数1,200、LINE 登録者数500を目指す。

福祉を楽しく、身近に感じてもらう取り組みや既存のボランティア団体が継続できるよう支援する。

担当：地域つながり推進班

4 地域福祉活動推進業

小地域福祉活動の推進や各種団体への活動支援をする。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
小地域福祉活動推進	①【新規】 まちなか保健室& おしゃべりカフェ	市民一般	年間随時	医療・福祉の専門職のボランティアの協力を得て、体や生活の悩みごとを気軽に相談できる機会をつくる、同時に、おしゃべり会を開催し、地域住民のつながりづくりを行う。
	②地域福祉つながり推進事業 ～しまつなカフェ～	市民一般	月1回程度 (毎月29日)	ボランティア活動者、企業、当事者等が集う機会をつくり、また、様々なテーマ設定をして、新たな地域づくりの仕組みづくりを目指す。
	③企業連携	企業	年間随時	企業として地域貢献活動に取り組むことができることを目指し、意見交換の機会づくりや、「福祉のまちづくりリンクパートナー」の登録等を行う。
	④活動備品の貸出	市民一般	年間随時	地域活動や在宅支援のため、車いすやレクリエーション用具等を貸出する。
地域福祉活動団体支援	①地区社協、地区福祉活動への活動支援・連携事業	地区社協 地区福祉の会	交付7月 活動支援 随時	地区社協や地区福祉の会の運営や活動のため、補助金を交付する。また、活動相談を行い、連絡会を開催する。
	②福祉団体等連携事業	福祉団体等		福祉団体等の活動支援のため、補助金を交付する。また、福祉団体等の活動内容から社協事業との連携を図る。
	③ボランティア活動団体奨励金事業	ボランティア団体		ボランティア団体の活動支援のため、奨励金を交付する。また、活動相談を行い、連絡会を開催する。
	④地域居場所・サロン活動支援事業	実施団体		「居場所」「高齢者ふれあいサロン」「子育てサロン」の活動へ奨励金を交付する。また、活動相談を行い、連絡会を開催する。

令和5年度からの変更事項

事業名	変更事項
ボランティア・地域福祉活動団体資機材購入費助成	令和5年度で終了
地域福祉活動団体つながり連絡会 地区社協・地区福祉活動への活動支援・連携事業 福祉団体等連携事業 ボランティア活動団体奨励金 地域居場所・サロン活動支援事業	補助金交付に加え、地区社協等の団体の活動支援や連携支援を一体的に行うこととし、地域福祉活動の充実を図る。 ボランティア活動団体、居場所、各種サロンへは補助金から奨励金へ変更し、手続きの簡略化を図り、多くの団体が申請できることを目指す。

★地域福祉推進事業の推進にあたり

①小地域福祉活動推進

市民や企業、団体とのつながりづくりから新たな参加者・協力者が増えることや事業展開を目指す。

②地域福祉活動団体支援

団体の活動状況を把握し、団体の状況に合わせた「社協らしい支援」を行う。また、補助金交付にとどまらず、団体が抱える課題を把握し、地域の福祉力が向上につながるよう支援する。

担当：地域つながり推進班

5 生活支援事業

経済的な課題を抱える家庭の相談に応じ、必要に応じた支援をする。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
資金貸付	①生活援護費貸付	市民一般	年間随時	低所得世帯へ一時的に必要な生活費を貸付ける。（1世帯3万円上限）
	②生活福祉資金貸付 ※静岡県社協から受託	市民一般	年間随時	総合支援資金等、県社協の資金貸付窓口業務及び償還に関する業務を行う。
生活支援	①就労応援	市民一般	年間随時	就職活動費用の支出が困難な人へ履歴書作成費や交通費等を支援する。
	②ライフライン復旧支援	市民一般	年間随時	電気・ガス・水道が停止などしている世帯へ代金を本人に代わり支払いをする。
	③緊急食糧等支給 （商品券）	市民一般	年間随時	低所得世帯へ緊急的な支援が必要でフードバンクでは対応できない場合等に支給する。
	④歳末たすけあい運動	市民一般	12月	歳末たすけあい募金を活用し、経済的に困窮する世帯等を支援する。

6 権利擁護推進事業

権利擁護関係の相談に応じることや、市社協が法人としての支援を実施する。

区分	事業名	対象	時期（予定）	説明
成年後見推進	①権利擁護相談	市民一般	月1回	リーガルサポート静岡支部の協力のもと司法書士による成年後見制度等の相談を実施する。
	②法人後見	家庭裁判所から 審判された人	年間随時	家庭裁判所から選任を受け、法人として成年後見業務を行う。

令和5年度からの変更事項

事業名	変更事項
小口資金貸付	生活福祉資金を活用することとし、事業終了。
高額療養費貸付	国民健康保険限度額適用認定証で対応できるため、事業終了。

★生活支援事業・権利擁護推進事業の推進にあたり

様々な困りごとを抱える人や判断能力に不安を抱える人の意思を尊重し、その人の自立に向けて伴走的・継続的な相談支援を行う。

相談支援の中で、必要に応じて貸付等の支援を行い、一体的な生活支援事業を展開する。

担当：生活あんしん推進班

7 在宅福祉サービスの提供

(1) 介護保険事業

高齢者の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開する。

事業名	事業所	対象者	説明
①居宅介護支援	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	ケアマネジャーによる相談及びサービス計画の作成をする。
②訪問介護 (総合事業訪問介護)	しまだ かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	ホームヘルパーによる身体介護、生活援助のサービス提供をする。
③訪問入浴 (介護予防訪問入浴)	かわね	要介護・要支援認定者	入浴車で各家庭を訪問し、入浴サービスを提供する。
④地域密着型通所介護※	北部	要介護・要支援・総合事業対象者	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
⑤通所介護 (総合事業通所介護) ※	かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	入浴や食事の提供、機能訓練やレクリエーション等のサービスを提供する。
⑥指定介護予防支援	第二・金谷包括	要支援認定者・総合事業対象者	地域包括支援センター職員による相談及びサービス計画の作成をする。

※「北部デイサービスセンター」及び「川根デイサービスセンター」は島田市からの指定管理事業

(2) 障害福祉サービス事業

障がいのある人の在宅生活及びその家族を支援するため各種事業を展開する。

事業名	事業所	対象者	説明
①居宅介護	しまだ かわね	障がいのある人	ホームヘルパーによる身体介護、家事援助のサービス提供をする。
②重度訪問介護	しまだ かわね	障がいのある人	重度の肢体不自由等、常に介護を必要とする人にサービスを提供する。
③同行援護	しまだ	視覚障がいのある人	視覚障がいのある人の外出時にガイドヘルプなど必要なサービスを提供する。
④特定相談支援	しまだ	障がいのある人	障がいのある人が適切なサービス利用ができるようにサービス計画を作成する。

(3) 独自事業

市社協として独自にサービスを展開し、高齢者の生活を支援する。

事業名	事業所	対象者	説明
①介護保険対象外生活支援サービス	かわね	要介護・要支援・総合事業対象者	通院時の付き添いなどのサービスを提供する。

(4) 数値目標・取組内容

安定した経営を目指すため、各事業で数値目標を設定し取り組む。
しまだ事業所

事業名	数値目標 (1ヶ月の件数・回数)	利用者確保に向けた取組	利用者の自立支援等、安心して在宅生活を続けるための取組
①居宅介護支援	介護 120 件 総合・予防 20 件	地域包括支援センターが主催する連絡会や各地区の会議等に出席し、関係機関や地域住民と関係を築き、利用者確保へつなげる。	介護サービスの提供に加え、利用者が居住する地区の地域福祉活動とつながりを持ち、紹介できるにする。
②訪問介護・居宅介護・同行援護等		事業終了に向けて、利用者が困ることがないように他事業者へ移行を進める。	
③地域密着型通所介護	通所介護 295 回 総合事業 20 回 (1日平均 12.5 人)	居宅支援事業所との連携を強化し、相談しやすい事業所を目指す。また、地域活動へ参加し、顔の見える関係をつくり、事業所を知ってもらう取り組みを進める。	利用者に適切な介助をすることや、利用者の持っている能力が向上するような介護に努める。 利用者家族との関係を大切にし、家庭での困りごとへの相談にも応じる。
④特定相談支援	20 件	利用者 1 人 1 人の意向を大切にし、利用者にあった計画を作成する。	島田市社協内、他事業所、民生委員、地域福祉活動団体などと積極的につながり、支援者間が連携した取組を目指す。

かわね事業所

事業名	数値目標 (1ヶ月の件数・回数)	利用者確保に向けた取組	利用者の自立支援等、安心して在宅生活を続けるための取組
①居宅介護支援	介護 100 件 総合・予防 10 件	居場所やしまトレ等の地域活動に参加して、相談することができる関係づくりを目指す。	利用者からの連絡や要望に適切に対応し、利用者や他事業所、医療関係者からも信頼される事業所を目指す。
②訪問介護・居宅介護等	訪問介護 234 回 総合事業 17 回 居宅介護 9 回 移動支援 4 回	利用者へのサービス提供を適切に行うことを積み重ねることや、ケアマネジャーへの連絡を密にすることで、利用者やケアマネジャーから信頼される事業所を目指す。	利用者の状態や生活の変化を見落とさないようにし、ケアマネジャーや地域包括支援センターと連携して、在宅生活を支える。
③訪問入浴・身体障害者訪問入浴	訪問入浴 33 回 身障入浴 8 回		家族とのコミュニケーションを大切にする。サービス提供を通じて、在宅生活の継続や、在宅での看取りにつながるようにする。
④通所介護	通所介護 702 回 総合事業 12 回 (1日平均 29 人)	ケアマネジャーと連絡を密にし、ケアマネジャーとの関係を築く。デイサービスの活動を SNS 等で積極的に情報発信する。	利用者の心身の変化に気づき、状態にあわせた支援を行う。また、利用者や家族とのコミュニケーションを図り、希望に沿ったサービス提供に努める。

8 委託事業の実施

(1) 島田市からの委託事業

島田市から委託を受けた事業を推進する。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①地域包括支援センター	高齢者	年間実施	「第二中学校」「金谷中学校」区で実施。高齢者の総合相談窓口としての対応をはじめ「権利擁護」「包括的・継続的ケアマネジメント支援」「小地域ケア会議」「介護予防普及啓発」等を実施する。
②重度障害者等移動支援車両貸出事業	障がいのある人等	年間実施	車いす等で生活のため、公共交通機関の利用が困難な人へ福祉車両を貸出する。
③家族介護者交流事業	介護者	年間実施	在宅で高齢者を介護する人へ交流や学習、リフレッシュの機会をつくる。
④生活支援コーディネーター活動事業	市民一般	年間実施	高齢者の生活を支えるためのサービス開発をはじめ担い手の育成、地域での話し合いの機会をつくり、支えあいの輪を広げる。
⑤生活困窮者自立相談支援事業・家計改善支援事業	生活困窮者	年間実施	個々の状況にあわせた相談対応をし、就労や社会参加に向けて支援をする。また、家計改善支援事業では、家計を含めた相談支援を実施する。
⑥成年後見支援センター運営事業	市民一般	年間実施	相談支援や広報啓発などを行い、成年後見制度の利用促進を図るとともに、権利擁護支援を必要とする人が適切な支援につながるための地域連携の仕組みづくりを進めるための会議体を運営する。
⑦移動支援事業	障がいのある人	年間実施	屋外への外出が困難な障がいのある人へ、外出支援をする。
⑧障害者訪問入浴サービス事業	障がいのある人	年間実施	障がいのある人で在宅での入浴が困難な世帯へ訪問入浴サービスを提供する。
⑨生きがい活動支援通所事業	介護保険の認定を受けていない高齢者	金谷 月～金曜日 伊久身 月・水・金曜日	レクリエーションや体操等を通じて介護予防を図るサービスを提供する。

(2) 静岡県社会福祉協議会からの委託事業

静岡県社会福祉協議会から委託を受けた事業を推進する。

事業名	対象	時期（予定）	説明
①日常生活自立支援事業	高齢者や障がいのある人で判断能力が不十分な人	年間実施	個々の支援計画に基づき、福祉サービス利用援助を基本とした支援をする。